

## 大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第328号）

〔 PTA関連経費支出文書不存在非公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和2年12月1日）

### 第一 審査会の結論

実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。

### 第二 審査請求に至る経過

- 1 令和元年9月12日、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

府立〇〇高校について、PTAの委員の依頼等を電話によって行っていることが分かるもの（平成30年4月から令和元年5月における当該行為による電話料金がわかる文書とする。）

- 2 令和元年9月17日、実施機関は、同日付け教施財第3173号において、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（公開請求にかかる行政文書を管理していない理由）

本件請求に係る行政文書を取得又は作成しておらず、管理していないため

- 3 令和元年10月7日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第三 審査請求の趣旨

本件決定の取消しを求める。当該文書の公開を求める。

### 第四 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求書における主張

別添の資料（〇〇地裁〇〇支部平成〇年（〇）第〇号「〇〇事件」における被告第2準備書面5頁）によれば、「PTAの委員の依頼等については、（略）〇〇高校においても、PTAに関する業務を担当している総務部から各教員に依頼しており」とあり、PTAの委員の依頼等を電話連絡によって行っていることが分かるので、当然当該行為による電話代金の支出があることは

自明である。したがって、不存在は虚偽であるため、不服とする。なお、当該事件の被告は平成〇〇・〇〇年度においては大阪府立〇〇高校教頭であり、平成〇〇年度以降は大阪府立〇高校教頭である。

## 第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次の通りである。

### 1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

### 2 弁明の理由

実施機関が行った事実確認の結果、府立〇〇高校においては、PTAの委員の依頼等はPTA役員（教職員以外）が個人の電話を使用して連絡を行っているが、担任教員が生徒の家庭状況の確認のために電話連絡した際に、併せて委員の依頼をする場合もある。

その際は、公費で架電していることとなるが、府立〇〇高校においては、当該行為による電話料金が特定できる文書を取得又は作成しておらず、管理していない。

## 第六 審査会の判断

### 1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

### 2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求人が公開を求める文書は、平成30年4月から令和元年5月に〇〇高校において、PTAの委員の依頼を電話によって行っていることがわかる文書であることから、当審査会としては、学校からPTAの会員への電話をした履歴が記載された電話料金の明細書の類が対象文

書であると理解した。

そこで、当審査会において、〇〇高校の電話料金の支出関係書類を確認したところ、支出関係書類として添付されている電話料金明細書には通話先がわかるような記載はなかった。

よって、審査請求人の求める文書は存在せず、本件決定は妥当である。

### 3 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求は、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

高橋 明男、中井 洋恵、池田 晴奈、井上 理砂子、丸山 敦裕